# 平成 29 年度第 1 回大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会 議事概要

- **1 日 時** 平成29年6月22日(木) 午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 プリムローズ大阪3階「高砂西」
- 3 出席者
- (1) 個人情報保護審議会委員 会長 中川 丈久 委員 松田 聰子 委員 比嘉 邦子 委員 尾形 健
- (2) 事務局

事務局長 薦田 昌弘 事務局次長兼総務企画課長 大森 秀樹 給付課長 太田 良一 総務グループ長 大本 雄二 事業グループ長 中島 英昭 他

4 議題(諮問案件)

市町村への個人情報の提供について(諮問書 別紙のとおり)

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事の要旨
  - <市町村への個人情報の提供について>

(事務局説明)

国保データベース(KDB)システムによる後期高齢者医療被保険者の レセプト等情報に係る市町村への情報提供については、公益上の必要によ る個人情報の提供に該当することの承認をいただくものである。

- ≪各委員からの意見(抜粋)≫
  - ① 国保などレセプト情報を所有する部門以外である衛生部門がレセプト情報を活用することは、目的外利用になるのか。

#### (事務局回答)

厳密には目的外利用となるため、各市町村では、個人情報保護審議会に 事業を行うことでの市民の利益や医療費の削減などの公益性の有無を諮問 した上で利用している。 ② データの使用は糖尿病性腎症のみではなく、他の疾病など幅広く使用するのか。

# (事務局回答)

厚生労働省が先行して実施しているのは糖尿病性腎症であるが、今後、高 血圧症にも広げていく事が見込まれている。また、大阪府の保険者協議会で は、匿名データにて認知症研究を行っている。今後、研究が進めば、認知症 の予防にもつながり、また、市町村で認知症予防を進めていくとなれば、個 人名を出して情報提供する図式となる。

③個人情報保護条例8条第2項にある「必要な制限を付し」の文言があるが、具体的にどのような条件を考えているのか。

### (事務局回答)

個人情報を提供するのは、契約を締結した市町村のみとなり、また、契約書に記載の目的の範囲内での利用とし、市町村におけるセキュリティ対策を厳格に行うことを条件とします。

④広域連合が帳票データの作成業務を連合会に委託することが契約書に記載されているが、その先の市町村へのデータ提供に関する業務の記載がないのではないか。

## (事務局回答)

他の広域連合でもこの契約書を基にデータ提供をおこなっている。本契約書のベースは、連合会に委託するデータ作成業務に関する記載のみであり、市町村へのデータ提供に関する記載がない。また、他の広域連合は、市町村との間でデータ提供に関する契約を締結しておらず、今回、当広域連合が独自の契約書を作成する際に齟齬が生じたものである。

広域連合としましては、事務局で契約書を整理の上、後日、各委員に確認いただくこととしまして、本日、説明した内容でのデータ提供の是非について、この場でご審議いただきたい。

## (会 長)

では、契約書は、後日修正いただくとして、それ以外の基本的な目的等については、異論がないということでよろしいでしょうか。

#### (委 員)

異議なし。